

平成28年度事業計画

【展望と重点事業】

政府は、一億総活躍社会の実現に向けた取組を開始しましたが、銀行の低金利や年功序列制・終身雇用や退職金制度の廃止、少子高齢化社会による年金減少などを要因とする貧困層の割合が増加して、確実に格差社会が進行するにすぎない、多くの市民の日常生活に支障をきたし深刻化していく可能性があり、本会370余名の司法書士には、「身近な暮らしの法律家」として、こうした不安を抱えた市民の相談相手となって、多様化する法律問題への解決に向けて、(会員全員が)今こそ英知を結集し全力を尽くすことが求められています。

我々が、これら社会の要請に応えていくためには、司法書士の認知度をさらに高め、職務内容の周知に努めるとともに、日常の一つ一つの業務において、市民との信頼関係を築いていくという地道な積み重ねが必要になります。

このため、28年度では、27年度からの指針を更に強化・明確化したうえで事業を執行し、外部に向けては、「身近な暮らしの法律家」を実践する事業として、特に空き家、所有者不明土地、相続登記未了問題等への取り組み、家事事件等への支援、生活困窮問題等への対応や危急時における相談体制の整備等を行い、本会内部にあつては、会員の執務指導の徹底、本会執行部の意識及び組織改革を目指します。

「身近な暮らしの法律家」を実践する事業については、対象を市民と企業(会社)とに大別し、市民あるいは企業(会社)から司法書士へのアクセスの改善・拡充を図るという視点から行ってまいります。

まず、市民から司法書士へのアクセス拡充を図る手段について、本会では、従前から、広報の実施によって直接市民に向けたPRを行ってききましたが、限られた広報予算の中で市民に十分浸透できるだけの広報を実施することは難しいという、現実がありました。

そこで、28年度では、従前からの手法に加え、市民が相談窓口として利用している官公署や県・市町村、また、県内の関係団体等に、市民から司法書士へのアクセスの取り次ぎ的役割を担ってもらえるよう積極的に協力を要請して、市民からのアクセス拡充を図りつつ広報事業の実施を目指します。

この実現には、官公署等との強い信頼関係が築かれていることが第一であり、会員一人ひとりが無料相談等のプロボノ活動を行うことの重要性を再認識して、これを実践し、実績作りに是非ご協力願います。

企業(会社)に対しても同様に信頼の獲得が先決です。まず、企業法務の専門家を一人でも多く育成すること。次に、登記の専門家である司法書士も、不動産登記との比較において商業・法人登記の関与率は必ずしも高いとは言えないため、我々

司法書士も意識とスタンスを変え、会社からの受託体制を検証したうえで、商工会議所及び商工会等と連携して相談会や講師の派遣等を行って、企業との接点を積極的に築きながらアクセスの拡充を図らなければなりません。

また、市民を取り巻く日常生活における紛争についても気軽に相談できるような体制を整えながら、相談事業やプロボノ活動を通じて、アクセスの改善と拡充を図ります。

予期せぬ災害等に備えては、他の士業とも連携しながら、27年度に長野県と締結した災害時における相談業務の支援協定を更に活かすべく、法務局及び県内市町村との災害協定等の締結に向けた活動を推進してまいります。

各種無料相談事業や社会問題対策事業を引き続き推進するとともに、会員のプロボノ活動への参加実態を把握しながら更なる理解を求め、また、高校生のための市民法律教室では、18歳選挙権についてのメニューも加える等、社会に目を向け、世情を反映した積極的な活動にも取り組み、公益活動を一層充実させることによっても、関係機関との信頼関係の構築を図ります。

次に、本会内部においては、会員の執務指導の徹底を図ります。

数年来、「市民からの負託に応えるための適正な執務の実践による信頼関係の構築」を掲げ重点事業が実施されてきました。28年度も倫理研修等を通じ、長引く景気低迷の影響もある中で、法曹人口は拡大する一方という厳しい現状と市民に対する職責を改めて認識し、更に、複雑多様化した社会の法律問題に適切に対応するために資質の維持向上は欠かせないということも自覚しなければなりません。

このため、市民への責任として、会員に12単位という最低の能力担保の義務を果たしてもらうため、本会は、これまで以上にブロック研修や支部研修等研修事業を充実させ、有料研修であった専門実務研修の名称を変更し、また、無料化することによって、会員が受講しやすい環境を整え、質が高く受講意欲が沸いてくる研修を目指します。

本会の組織及び執行体制については、これまでも効率的な運営を図ってきたところですが、効率的な事業執行には支部の協力が欠かせないことから、28年度では、支部の構成や事業・予算の執行等の実態を把握しながら、今後の本会と支部の在り方や関係についても積極的に検討していきます。また、本会組織においても、従前、担当が各部に分散していた事業につき、「研修」の括りに入るものは研修部へ、「相談」の括りにできるものは相談事業部へと集約して一括管理するよう、業務分掌についての見直しをするとともに、事業の実施に伴う膨大なデータ等を一元管理化できるシステムの構築と懸案である本会執行部間及び事務局との連携を一層深められる体制構築に向けて、各自の業務分担を改めて検証する等の基盤整備を目指します。

以上を踏まえ、本会では、次の事業に重点をおき事業を展開してまいります。

《重点事業》

- 1 市民の司法書士へのアクセスの改善・拡充を図る事業
 - (1) 県内市町村における空家等対策事業への協力
 - (2) 県内市町村への相続登記関連業務の働きかけ
 - (3) 土地家屋調査士会との連携による空家等対策（相続登記）の推進
 - (4) 商業及び法人登記並びに企業法務の推進
 - (5) 裁判業務の本人訴訟等支援活動の推進
 - (6) ADRの活用及び推進
- 2 関係機関との災害時における相談業務体制の検討及び災害協定等の締結
- 3 公益活動の推進
- 4 会員の執務の適正化及び資質の向上を図るための研修の充実
- 5 本会及び事務局の組織並びに執行体制の基盤整備